

## 第1 上告理由

### 1 上告理由

#### 【理由の不備】（民訴法312条2項6号）

主文を導き出すための理由の全部又は一部が欠けていること（最判平成11年6月29日）。また、

#### 【理由の食い違い】（同号）

主文を導き出すための理由づけに明らかな矛盾があり、理由の記載から主文の結果を導くことができないこと（最判平成25年12月17日）。

### 2 理由の不備①

原判決は、結果回避可能性、結果回避手段について、防潮堤・水密化のみを取り上げた。

しかしながら一審原告は、防潮堤、水密化（水密扉、シーリング）以外にも、電源車の高所化、注水による方法である。

→ここは判断されていない

### 3 理由の不備②

原判決は、予見可能性について津波高を取り上げた。

しかしながら、一審原告は、【確率論的安全評価手法】に基いて、特定の施設について起こりうるシビアアクシデントを定量的に評価し、もって当該施設の安全性を評価することで事故が予見可能であったという主張をしていた。

例) ルブレイエ原発事故、台湾第三原発事故から「SBO」を予見すべきだった。

→ここは判断されていない

## 第2 上告受理申立理由

### 1 判例違背（原判決に最高裁判所の判例と相反する判断があること）

ア 原子力発電所の規制法に対する最高裁判例（先例）としては伊方原発訴訟がある（ただし、行政事件。取消訴訟）。

「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確

保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。」（最判平成4年10月29日）

原子炉の安全性審査は「原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らか」と述べている。

更に泉南アスベスト訴訟は「上記各法律の目的及び上記各規定の趣旨に鑑みると、上記各法律の主務大臣であった労働大臣の上記各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時かつ適切に行使されるべきものである。」として、規制権限の行使にあっては、適時かつ適切に最新の医学的知見等に適合したものに改正し、行使されるべきと判示している。

イ 原判決は、【予見可能性】の判断には伊方原発訴訟を引用している（と思われる箇所がある。21, 22頁）

「しかし、原子力発電所は、多量の放射性物質を取り扱っており、その制御も容易でなく、一旦事故が生じ放射性物質が外部に放出されるようなことになれば、周囲に甚大かつ取り返しのつかない被害を長期間にわたって及ぼし続けるという性質を有しており、万が一にもそのような事故を生じさせないよう極めて高い安全性が要求される。そうであれば、その安全性を確保するため、あらゆる知見を考慮に入れなければならないとまではいえないとしても、一定の客観性、合理性があると考えられる科学的見解に接した場合は、これを取り入れるか否か慎重に検討しなければならないというべきである。」

ウ ところが【結果回避可能性】の部分では、伊方原発訴訟の内容を引用していない（三浦反対意見は、結果回避可能性の箇所で伊方訴訟を引用）

予見可能性の部分では「一定の客観性、合理性があると考えられる科学的見解に接した場合は、これを取り入れるか否か慎重に検討しなければならないというべきである。」と認定していたにも関わらず、結果回避可能性判断では、十分な知見がなかったとして防水扉等水密化手段を否定

→先例（伊方原発訴訟）に反する。

## 2 経験則違背①（防潮堤以外の回避方法についての認定の誤り）

→「最新の科学的、専門技術的知見」はどうだったのか？

→別紙の通り、技術的に成熟していた。

## 3 経験則違背②（防潮堤に関する認定の誤り）

### ア 原判決

1 審被告国の「平成20年試算に基づけば、①原発敷地南部にO. P. + 2.2及びO. P. + 17.5 m, ②1号機北側にO. P. + 12.5 m, ③原発北側敷地にO. P. + 14 mの天端高さの防潮堤を設置することが合理的であり（乙B26）、この防潮堤によっては今回の津波の結果回避は不可能である」との主張を採用した。

### イ 証拠の信用性

櫛の歯状の防潮堤は（乙B26）事故後、東電によって作成されたもの

→信憑性について何らの検討の跡がない

→平成20年4～6月はOP20mの防潮堤を前提として社内会議があった。



【別紙】

H3.10	<p>福島第一1号機タービン建屋地下1階補機冷却海水系配管からの海水漏えい事故が発生。内部溢水対策として非常用D/G室入口扉の水密化対策</p>	<p>乙B3-1:3 8頁</p>
H14.3	<p>6号機の非常用ディーゼル発電機(DG),及び,冷却系海水ポンプの電動機のかさ上げ(海水ポンプ電動機への浸水を防ぐため,電動機下端位置をO.P.+5.8mまで引上げ),及び,建屋貫通部の浸水防止対策(建屋の水密化)を実施した</p>	<p>甲A2:381 頁,甲A1:8 3,84頁,甲 A5:16頁</p>
H15.12	<p>IAEA安全指針「海岸立地及び河川立地の原子力発電所の洪水ハザード」冗長的対策(水密化)をガイドライン化</p>	<p>甲B212の 1、2</p>
H16.12	<p>インド・マドラス原発にて非常用海水ポンプが浸水し運転不能となる事故。INES(国際原子力事故評価尺度)で,最低の0とされるも、</p>	<p>甲A17-2、 甲A5</p>

	重要設備の高所化を行う	
H17.1	原子力発電安全審査課「原子力発電所の津波対策について」「原子力発電所は、津波に対して安全が確保されるのか。」との想定質問に対し、津波の上昇水位が敷地レベルを超える発電所については、「建屋扉によって水の侵入を防ぐなどにより、安全上重要な機器への影響はないよう対応しております。」	丙 B 2 2 4
H18.6	溢水勉強会 「当面、土木学会評価手法による津波高さの1.5倍程度（例えば。一律の設定ではなく、電力が地域特性を考慮して独自に設定する。）を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくこととする（AM 対策との位置づけ）。」「対策は、地域特性を踏まえ、ハード、ソフトのいずれも可。」「最低限、どの設備を死守するのか。」	甲 B 3 3
H18.9	第54回安全情報検討会資料「我が国の現状と問題点」の欄に、津波に対する設計上の対処に	甲 B 6 4

	<p>関し「設計水位において原子炉の安全性が損なわれ ないこと」として「敷地周辺の地震津波の調査による設計津波波高の推定」の必要性が挙げられ、対処法として「②防波堤の設置及び必要に応じて建屋出入り口に防護壁の設置」</p>	
H19	<p>JNES ルブレイエ原子力発電所の電源喪失事例についての事故解析にて、日本においても、「外部事象（津波）による溢水、及び、内部溢水の両方に対する施設側の溢水対策（水密構造等）の実態を整理しておく必要がある」との記載</p>	甲 C 1 7
H19.4	<p>JNES 「安全情報の分析・評価－前兆事象評価の適用－」と題する報告。ルブレイエを前兆事象とした場合の事故の発生確率低減の方法として「水密扉の設置等」による地下電気品室及びポンプ室の浸水防止対策が挙げられている</p>	甲 C 6 0 - 1 3, 2 6 頁
H19.7	<p>日本原子力技術協会 「原子力施設における台風等風水害対策の考え方について」「堤防・防水</p>	甲 B 1 3 0 - 4

	扉の健全性, 設備の健全性, 排水設備の健全性, 電気火災の可能性, ケーブル・配管ピットや暗 渠水没, 浮遊物による設備破壊」	
H20	東電 新潟県中越沖地震対策センター機器耐震 技術グループが海水ポンプの電動機を水密化す る検討	甲 A 2 — 3 9 9, 4 0 0
H20.2	中部電力株式会社 原子炉建屋等の出入口には 腰部防水構造の防護扉を設置したほか, 敷地に 遡上した場合に備え, 建屋やダクト等の開口部 からの浸水対応を進め, また, ポンプモータの 水密化, ポンプ回りの防水壁設置, 規制の水中 ポンプによる代替取水などを検討	甲 B141
H20.3	日本原電の常務会において, 発電管理室長及び 開発計画室長は, 茨城県の浸水予測と推本知見 による浸水予測を示し, これに対する対策とし て, 防波壁の設置, 建屋側で水密性を確保, 海 水ポンプの嵩上げ, 水密性確保を提案し, 後に 執行される	甲 B 1 3 1, 1 3 5

H21.8 ~ H21.11	平成21年11月までに福島第一原発5号機, 及び, 同6号機の非常用海水系ポンプの一部に つき, 必要な海水侵入防止工事(水封化)を完 了した	甲A1-83, 86頁, 甲A2 -401頁
H22.8	東電の新潟県中越沖地震対策センターで福島地 点津波対策ワーキング発足 機器耐震技術グル ープが海水ポンプの電動機の水密化を, 建築耐 震グループがポンプを収容する建物の設置を, 土木技術グループが防波堤のかさ上げ及び発電 所内における防潮堤の設置をそれぞれ提案し, さらに, これらの対策工事を組み合わせて対処 するのがよいのではないかといった議論がなさ れた	甲A2-44 0, 甲B13 8, 甲B13 9, 甲B14 0
H22.10	東海第二発電所の津波対策工事の内, 海水ポン プ室の側壁の7メートルの嵩上げ工事が完了, また一定レベルの防潮盛り土工事が完了した。 東日本震災時, 工事が終了していた南側の2台 の海水ポンプを使用して非常用ディーゼル発電	甲B131・ 72, 73, 5 1頁以下, 甲 B136

	機2台を運転し、安定した冷却を継続することが可能となった。	
H22.8	東電 機器耐震技術グループが海水ポンプの電動機の水密化を、建築耐震グループがポンプを収容する建物の設置を、土木技術グループが防波堤のかさ上げ及び発電所内における防潮堤の設置をそれぞれ提案し、さらに、これらの対策工事を組み合わせて対処するのがよいのではないかといった議論がなされた。	甲 A 2 - 4 4 0

令和7年7月19日

弁護士 田辺保雄

上告理由、上告受理申立理由（因果関係） 学習講演会レジュメ

## 第1 上告理由

### 1 憲法違反

#### (1) 避難する権利と健康に対する権利

- ・ 憲法13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする
- ・ 憲法25条1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ・ 憲法25条2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- ・ 憲法98条2項 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

避難の権利 ← 被ばくを避けるため ← 健康に対する権利 ← 人権条約

憲法に定められた権利について、行政を通じて一定の制約を課す場合があるとしても、その行政の行為は、「法律」によることが必要。

↑

「法律による行政の原理」

憲法上の人権保障規定、権力分立原則等の憲法の全体構造から導かれる

原判決は、上記上告人らの健康に対する権利及び避難の権利につき、法律に基づかない行政による侵害・制約を是認している。

(2) 公衆被ばくの線量限度に関する法制度が守っている国民の権利

健康に対する権利≠健康である権利

つまり、健康影響が生じるかどうかは、関係がない

(3) 社会権の保護

健康に対する権利は、公衆被ばくの線量限度という形で法令化され、社会権として具体的な権利となっている。

憲法13条、25条

第2 上告受理申立理由その1

1 原判決のロジック

中間指針追補・第5次追補、冷温停止宣言、原子力災害対策本部による避難指示区域等の再編、空間放射線量、京都府への避難者数の減少等を理由に平成23年12月末までの避難に「避難の相当性」を限定した。

2 中間指針追補・第5次追補

実態把握を行っていない。原賠審は、訴訟後追い（第五次追補は令和4年12月公表）。

3 冷温停止宣言

安全を意味しない。リスク増加が止まってというだけで環境中の放射性物質はそのまま。

4 原子力災害対策本部による避難指示区域等の再編

避難元の安全を確認したものではない。

5 空間放射線量

被侵害法益を生命身体に対する直接的な侵害に矮小化する考え方。

LNTモデルが実証されていないという理由で、低線量被ばくの健康影響

を過小評価することは明白な誤り。

## 6 京都府への避難者数の減少

平成23年12月に公表された中間指針追補が、いわゆる自主的避難者への賠償を極めて低額に抑制したことが大きく影響している。

理由と原因を取り違えている。

## 第3 上告受理申立理由その2

### 1 原判決

- ① 放射線防護に関する各種法令違反が、避難の相当性に関係がない
- ② ICRP2007年勧告は、緊急時被ばく状況、現存被ばく状況における参考レベルに言及し、空間放射線量が1mSv/yを超えることにより、健康への影響があるものと解していない
- ③ 低線量被ばくの健康影響は認められない

### 2 誤っている点

- ① 法令の趣旨を正しく検討していない（刑罰すら課されている）
- ② ICRPの「最適化の原則」は社会経済的要因との比較衡量。個人の権利侵害がないかどうかを問題にしていない。
- ③ 1950年代から低線量被ばくの健康影響は分かっている。LSS研究は、回帰直線の傾きの有意差を検討しているだけ。2020年Hauptmann論文を無視している。

## 第4 上告受理申立理由その3

### 1 行政からの安全情報

最も必要とされていた情報は、公衆被ばくの線量限度である。

### 2 「直ちに人体に影響を及ぼすものではない」との説明

原判決は、「長期的には人体への影響がある」という意味での説明であると解する余地はないとする。しかし、それなら、端的に「長期的にも人体への影響がない」と説明すれば良いはず。

3 子どもの生育環境への影響について

文科省の4月19日通知が、「合理的」とするが、説明がない。

小佐古参与の辞任によっても、当該基準が不当でないとするが、説明がない。

4 低い自主避難率、親族間の意見対立、避難しなかった住民がいること、復興状況

原判決は、いずれも避難の相当性を否定する理由としている。

しかし、住民には十分な情報提供が与えられていなかった。

避難に反対する親族は、安全性のみを考慮して判断しているのではなく、それぞれの置かれた仕事や家庭、将来設計等さまざまな要素を考慮して判断している。

現在の住民らの生活や健康状況を考慮するのは、論理矛盾である。また、原判決のいう「社会通念」の中身も不明。

避難者が少数であったことが、避難の相当性を否定する根拠とならない。

避難しなかった住民がいる以上、復興は必要。それによって、住民の避難する権利が剥奪されるものではない。

5 平成23年12月までの避難準備をした原告が、平成24年になってから避難を実行した場合

仮に平成23年12月末までに避難の相当性を限る考え方をとったとしても、避難行為に着手していたことは、特段の事情とするのが相当。

原判決は、申立人・原告番号52らの京都府の無償住宅に申込時期については何ら触れておらず、前記1の事実経緯を見落としたことが明らかである。

## 損害論の上告理由・上告受理申立理由

2025.7.19 井関

### 原審

自主的避難等対象区域からの避難者には30万円、子ども・妊婦に60万円の慰謝料を認めた。

①中間指針（96頁）、②被上告人東京電力の支払基準（103頁）、③中間指針第5次追補を踏まえた被上告人東京電力の追加賠償基準（105頁）の3つだけを認定して、これらに「合理性」があり、これらをふまえて算定するのが相当だ

### 上告理由

区域外避難者の慰謝料額を著しく低額に認定して上告人らの平穩生活権を侵害しており、平穩生活権を保障する憲法13条に違反する。

区域内外避難者の慰謝料額に理由なく著しい格差を設けており平等権を侵害し、憲法14条に違反する。

立証した事実（全世帯の陳述書・証言、高裁での証言の他）

#### 竹沢意見書Ⅰ 全世帯陳述書分析した（甲D共272、原審一審原告準備書面（18））

区域外避難者が、被上告人東京電力からみるべき賠償金を受けられない中、失業と転職を余儀なくされ働くことの困難や収入の減少に苦しみ、親族や友人とのつながりを失い、言葉も慣習も異なる土地で孤立と孤独を余儀なくされ、人間関係の希薄化、慣れない環境への適応不全、ときに投げかけられる心無い言葉や差別を受けていること、その結果、6人に1人の子どもが不登校や引きこもりに追い込まれ、61%の母親がストレスによる心身の不調に苦しめられ、13%の世帯が離婚を余儀なくされたことを明らかにした（甲D共272 31頁～）。

#### 竹沢意見書Ⅱ 全世帯 IES-R テストアンケート分析（甲D共274、原審一審原告準備書面（20））

成人上告人におけるPTSDハイリスク者の割合が55.9%、事故当時7～18歳の未成年者の同割合が52.2%にのぼり、大震災後になされた同種調査結果と比較しても例外的なほどの高さであり、同意見書が分析した社会的・経済的・身体的要因に対する社会的支援が全く不十分であり、そのことがストレス度を増大させPTSDのハイリスクを招いていることを明らかにした。

辻内意見書 IES-Rテストのアンケート分析（甲D共275、乙D共432、原審準備書面（21）、（38））

区域内外避難者のIES-Rテスト結果を比較して、区域内避難者のIES-Rテスト平均値は23.33であったのに対して、区域外避難者のそれは24.85であり、区域外避難者のストレス度が区域内避難者のそれと遜色ないことを明らかにした。

著しく低額であること→13条違反

区域内外に理由のない格差を設けている→14条違反

原判決は、上告人らの理由のない格差との批判に対して、「中間指針は、地方自治体の首長や有識者等の意見を聴取して定められたものであり、区域に関しても、特に高い空間放射線量が見込まれるため避難指示等により居住や行動が制限された地域とそれ以外の自主的避難等対象区域を対象とし、それ以外の区域についても実情に応じて賠償の対象とすることとしており、その区分には、多数の被災者に対する賠償を実施するための基準として十分な合理性がある」（107頁）と言う。

中間指針・東電基準は精神的被害実態を踏まえておらず拠るべきものと言えない

（原審準備書面(25),(39),(54)）

上告受理申立理由

(1) 上記意見書等に拠ると、区域外避難者の慰謝料を著しく低額に認定し、区域内外に著しい格差を設けることはできない。

そのような損害認定は、経験則違反である。

経験則という一つの法令を間違っ適用している。

∴法令の解釈に関する重要な事実がある。

(2) 中間指針等は損害の範囲や限界、額を限定するものではない

ところが中間指針に依拠して損害額を認定した

拠ることのできないものに拠って損害を認定しており経験則に違反

∴法令の解釈に関する重要な事実がある。